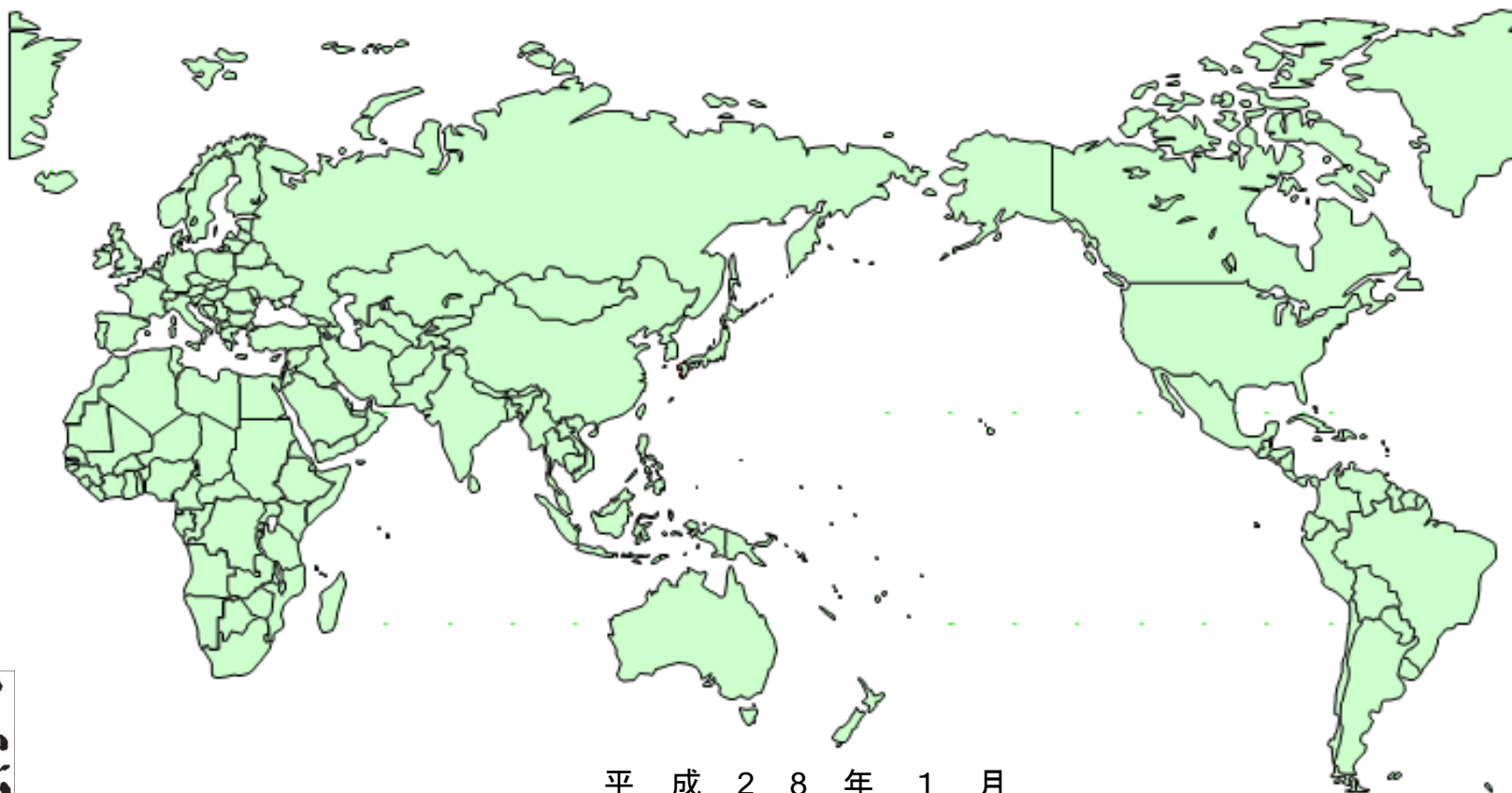


米国への農林水産物・食品の輸出に取り組む皆様へ

～米国食品安全強化法(FSMA*)が本格施行されます～

*FSMA: Food Safety Modernization Act



平成 2 8 年 1 月

農林水産省

Q.1 米国で新たに始まる食品安全強化法(FSMA)とはどんな法律ですか？



A. 1

FSMAは、70年ぶりの抜本的改革といわれる、米国での食品安全をより高めるための法律です。米国内で消費される総ての農林水産物・食品を対象にしており、米国産/輸入品に内外無差別で規制がかかります。

- 加工食品等のメーカーには、食品安全計画（HACCP*を包括）策定が求められ、農産物の生産者には、農家が守るべき規則が求められることとなります。この他、米国食品医薬品局（FDA）による検査等の新たな規制の導入を内容としています。

* HACCPとは、危害要因を分析した上で、特に重要な管理点を継続的に監視・記録する工程管理システムです。

・主な施行スケジュール

主なFSMA事項	最終規則化時期	施行時期
食品安全計画 (103条)	2015年9月	2016年9月
農産物の安全に係る取扱基準 (105条)	2015年11月	2017年11月
外国施設へのFDA検査の大幅強	2011年1月	2011年1月
FDAへの施設登録 (102条)	2011年1月	2011年7月
FSVP* (301条)	2015年11月	2017年5月

* 海外供給業者検証プログラム：米国の食品輸入者に輸入食品の安全検証を義務付けるもの

一定規模未満の事業者には、追加猶予期間が設けられます。



Q. 2 なぜ導入されることになったのですか？



A. 2

これまで、米国ではいくつもの大きな食品事故が発生しています。このような中で、2003年バイオテロ法による施設登録義務化、2007年会計検査院の食品安全向上への指摘や、複数の議員立法を経て、2011年1月にFSMAが成立しました。

・FSMA制定経緯と米国での食品事事故事例

年	経緯	食品事事故事例	影響
2001	同時多発テロ事件(9.11)		
2003	バイオテロ法に基づき、対米輸出食品企業の施設登録開始		
2007	会計検査院から指摘有り(食品安全に対する連邦政府取組に課題あり)	中国からのメラミン混入ペットフード	5,300種がリコール
2008	上院・下院で食品安全に関する議員立法案を議論	サルモネラ菌入りピーナッツ製品	全米43州で被害発生
2010		サルモネラ菌汚染生卵	3.8億個を回収
2011	米国食品安全強化法(FSMA)成立		

・米国における食品由来の疾病等についての推定値(2011年)

	疾病	入院	死亡	出典
アメリカ	4,780万人	127,839人	3,037人	米国疾病予防センター推定値



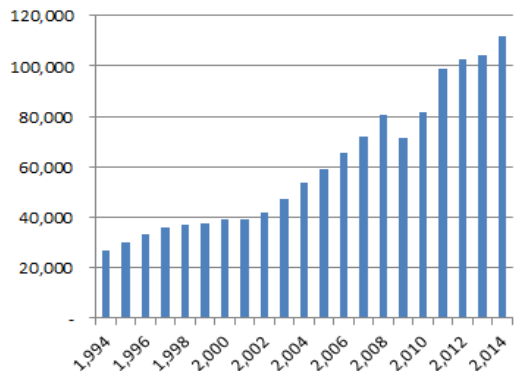
Q. 3 日本からの米国向け輸出に影響はありますか？



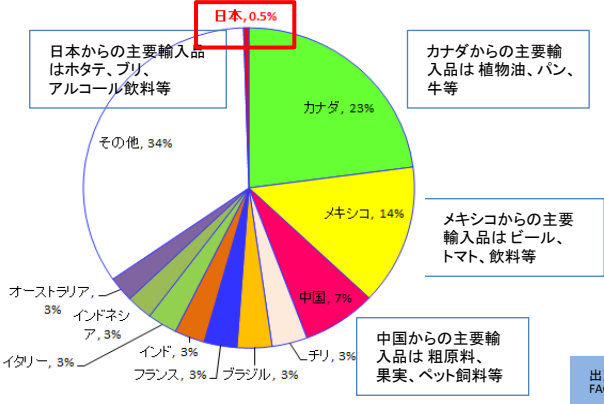
A. 3
 全ての国は、FSMAに対応しなければ、対米輸出ができなくなってしまう。しかし、米国での新たな法制度の施行は、新制度へ対応することにより、日本にとってむしろ輸出拡大へのチャンスとすることもできるのではないのでしょうか。

米国の食料輸入は大きく増加中です。日本からの輸出も順調に増大していますが、米国の食料輸入に占めるシェアは未だ1%未満です。

米国食料輸入実績
 (縦軸:100万\$、横軸:暦年)



米国食料輸入国別構成比
 (2014年、金額ベース)



出所:GLOBAL-ATLAS, FAO, USDA 統計

【参考】 米国向け農林水産物・食品に関連するFSMAの主な内容

品目	事項	食品安全計画策定等	農産物の安全に係る取扱基準	外国施設へのFDA検査の強化	FDAへの施設登録	海外供給事業者検証プログラム
		(103条)	(105条)	(201/306条)	(102条)	(301条)
農産物						
穀物（コメ、麦等）、茶		△ ¹	×	○	△ ²	○
野菜（長芋（Yam）を含む）		×	○	○	×	○
野菜（未加工で消費されることが殆ど無いもの（例：ワサビ等））		×	×	○	×	○
野菜加工品		△ ³	×	○	○	○
果実		×	○	○	×	○
日本酒		(○*)	×	—	○	×
水産物		(○*) 但し海藻類は○	×	○	○	(○*) 但し海藻類は○
加工食品		○	×	○	○	○
肉、肉加工品、卵		(○*)	×	×	×	×

○：適用されます ×：適用されません (○*)：別法で既に義務化済、導入済 -：不明（今後を確認予定）

△¹：農場での生産活動に基本的には適用されませんが、穀物の流通・消費に係る活動や、製茶プロセス等には適用されます。

△²：基本は適用されませんが、△¹にて該当する活動・プロセスには適用されます。

△³：農場での加工品でも、出資比率/規模/リスクによっては適用されるケースがあります。

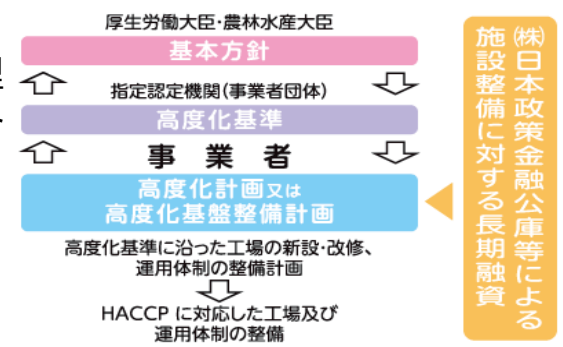
○：今後、動向を確認する必要がありますが、米国内の農場に実際にFDAが検査に来たケースは無いと聞いています。

Q. 4 HACCP導入への支援策にはどんなものがありますか？



A. 4
農林水産省では、FSMA対策の第一歩として、
HACCP導入の基礎となる体制や施設の整備に対する
低利での長期融資や、人材育成への支援等を行っております。

- 平成10年制定「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（HACCP支援法）」に基づき、(株)日本政策金融公庫による施設整備に関する長期融資を行っています。
☆ HACCP導入の前段階である衛生管理向上等のための体制や施設の整備のみでも融資の対象となります。
- HACCP導入に関する人材育成への支援のために、全国各地で様々なセミナーを開催しています。
- 水産庁では、輸出に必要なHACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業を実施しています。



Q. 5 農業における生産工程管理(GAP)導入への支援策は
どんなものがありますか？



A. 5
農林水産省では、FSMA対策の第一歩として、
GAPの取組の普及に向けた支援を実施しております。
さらに、国際的に通用するGAP認証取得の推進による輸出の
拡大を支援しております。

- G A Pの普及に向けて、マニュアルを作成したり、生産者リーダーを養成する取組を支援しています。
- 記帳作業等の負担軽減を図るため、I C T機器を導入してGLOBALG.A.P.等の認証を取得する取組を支援しています。
- 輸出環境整備を図る取組として、国際的に通用するGLOBAL G.A.P.認証の取得・更新への支援を行っています。
- FSMAの要求する農産物安全基準に関しては、引き続き情報提供していきます。詳しくはこちらをご覧ください。
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/index.html#fsma_top



もっと詳しく知るためにはどうすればよいですか？



FSMAには多くの細則がありますので、更に知りたい方は農林水産省までお問い合わせ下さい。

○ お問い合わせ先(農林水産省 食料産業局輸出促進課)

メール <https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/1241.html>

電話 03-3501-4079

・また、ホームページ (HP) にFSMA主要細則の概要を掲載し、FSMA専用メルマガも発行中です。順次入って来る新たな細則の和訳・解説はHP・メルマガで紹介していきます。ぜひご覧ください。

・農林水産省サイト

HP http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/index.html#fsma_top

- ・米国食品安全強化法 (FSMA) の概要
- ・輸出促進及び米国食品安全強化法 (FSMA) について
- ・米国食品安全強化法 (FSMA) について (概要2)
- ・FSMAメールマガジン (バックナンバー) など

FSMA専用メルマガ申込み

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_fsma_mailmaga/pdf/fsma_toroku.pdf

・EUでもHACCPが義務化される等、食品安全規制を強化する国は増えています。農林水産省では各国の規制について今後とも情報を収集し、提供をしていきます。

